

岐阜県家庭教育支援条例

(平成26年12月22日条例第83号)

(基本理念)

第3条 家庭教育の支援は、子どもの教育については**保護者が第一義的責任を有する**ものであるとの基本的認識の下、保護者が基本的な生活習慣、自立心、自制心、道德観、礼儀、社会のルールなどを自主的に教え、又は育むことができるよう、地域、学校等、事業者、行政その他の社会の全ての構成員が、相互に協力しながら**一体的に取り組む**ことを旨として行われなければならない。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民等と連携して、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する**家庭教育支援施策に協力**するよう努めるものとする。

(家庭教育を实践する日)

第18条 県は、家庭教育についての関心と理解を深め、積極的に家庭教育を实践する意欲を高めるため、岐阜県家庭の日を定める条例(昭和42年岐阜県条例第11号)第2条第1項に規定する家庭の日及び安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例(平成19年岐阜県条例第11号)第6条第3項第1号に規定する**早く家庭に帰る日を家庭教育を实践する日**とし、家庭教育についての関心と理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めなければならない。

岐阜県家庭教育施策の基本方針と運動の推進

●多様な家庭教育支援

家庭の多様化に応じて、共働きやひとり親、外国人など個別化した支援が推進されています。

【家庭教育支援チームの組織化推進(補助金・研修会)】

●コミュニケーション促進運動

『話そう！語ろう！わが家の約束』運動で親子の対話と生活習慣の改善を促進しています。

【デジタルチラシの配信】

●具体的行動の支援

実践カードを活用し、スマホのゲームの利用時間の約束づくりを具体的に支援しています。

【デジタルチラシの配信】

●デジタルチラシの導入

デジタルチラシで情報配布の効率化とアクセス向上を図る、新しい施策展開を行っています。

【○啓発ニュースレター（県→各課→市町村→学校・園）】

【○家庭教育支援メールマガジン（県→市町村→関係各所）】

～総括と今後の連携の方向性～

- 家庭教育の社会的支援➡家庭教育は家庭だけでなく社会全体で支えるべき重要な課題である。(全体とは誰がどう支えていくことか?)
- 寄り添い型支援の推進➡行政は一方的な指導ではなく、保護者に寄り添う支援方法を求められている。(寄り添える人はいるのか?)
その役割を家庭教育支援チームが担う。(チームを率いるのは誰?)
- 多主体の協働連携➡学校、企業、地域など複数の主体が協働して支援体制を強化することが不可欠である。(協働を働きかけるのは誰?)
- デジタル技術の活用➡デジタル技術や新たな支援手段の導入で時代に即した改革を推進する。(可能性はあるが配信以外に何ができる?)